

「淀川水系における水資源開発基本計画」(淀川フルプラン)の(全部)変更についての知事意見(素案)について

<概要>

1 水資源開発基本計画(フルプラン)について

水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)に基づき、国土交通大臣が定める水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画。

【水資源開発水系】

利根川及び荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の全国7水系。
(淀川水系における計画が、淀川フルプラン。)

【淀川フルプランの対象地域(淀川フルプランエリア)】

近畿2府4県(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)の淀川水系に用水(上水、工水、農水)を依存する地域。滋賀県は全域が淀川フルプランエリア。

【水資源開発基本計画(フルプラン)の記載内容】

- 1) 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
- 2) 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 3) その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

2 淀川フルプランの全部変更について

現在、国土審議会水資源分科会淀川部会(以下、「淀川部会」という。)において、現行の淀川フルプランの抜本的見直し(全部変更)の審議が進められてきており、全部変更に際し、国土交通大臣は、水資源開発促進法に基づき関係府県知事の意見を聴くこととされている。滋賀県は、淀川水系における主要な水源である琵琶湖を抱えていることから、淀川フルプランを重要視しており、知事意見を述べることについて議決を必要としている。(議決を必要とするのは全国で滋賀県のみ。)

3 次期淀川フルプランのポイント

近年の水資源を巡るリスク(渇水、大規模自然災害、施設の老朽化に伴う事故等)が顕在化している状況を踏まえ、従来の需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給を目指す計画への転換が図られる。

<滋賀県の検討ポイント>

(1) 水需給バランス

次期淀川フルプランの目途年度である令和12年度において、現行のとおりの供給可能量で、需要想定値を上回ることが、国により示されており、新たに水資源開発等を行わなくても、必要な水量が確保できることが確認されている。

【令和12年度の滋賀県の需要想定値と供給可能量】

単位：m³/秒

	需要想定値	供給可能量（うち琵琶湖）
水道用水	6.13 ～7.39	10.51 (7.17)
工業用水	0.62 ～1.07	1.76 (1.69)

(2) 琵琶湖に関する記載の充実

琵琶湖保全再生法の制定等、国民的資産である琵琶湖の保全及び再生を図ることの認識が高まったこと等を背景に、新たに「琵琶湖の恵みの継承」の項目が設けられ、湖沼環境保全に努めること等が記載された。

(3) 滋賀県の琵琶湖からの取水の確保

滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは「従前のおり」とすることが記載され、滋賀県として、水資源開発にかかる費用を負担することなく、引き続き十分な水量を琵琶湖から取水できることが確認された。

(4) 水資源開発に伴う琵琶湖への新たな負荷

次期淀川フルプランにおいて、琵琶湖の水利用にかかる新たな水資源開発は行われないこと（琵琶湖へ新たな負荷がないこと）が確認された。

(5) 丹生ダム建設事業中止に伴う対応等

丹生ダム建設事業中止に伴い必要となる工事等について独立行政法人水資源機構が実施することについて、また水源地域対策について記載された。

4 スケジュール

● 令和3年6月～12月

国土審議会水資源分科会淀川部会で審議。（5回）

県議会（環境・農水常任委員会）で説明・報告。（3回）

・7月12日：淀川フルプランの概要および全部変更について説明。

・10月1日：淀川部会での審議状況について報告。

次期淀川フルプラン骨子、水需給バランス等について説明。

・12月14日：次期淀川フルプラン（素案）および検討のポイントについて説明。

知事意見（案）策定の方向性について説明。⇒了

● 令和4年1月24日

知事意見（素案）を県議会（環境・農水常任委員会）にて審議。

● 令和4年2月

次期淀川フルプラン（案）について、国土交通大臣から関係府県知事に意見聴取。

● 令和4年3月

知事意見（案）を県議会にて審議・議決。議決後、国に知事意見を回答。

● 令和4年度上期～

関係府県知事の意見を踏まえ次期淀川フルプラン閣議決定・国土交通大臣決定。

<知事意見(素案)について(案)>

知事意見(素案)作成に当たっての基本的な考え方

- 次期淀川フルプラン(案)については、本県の水需給バランスが引き続き確保され、琵琶湖への新たな負荷(新規の琵琶湖の水利用)も見込まれず、琵琶湖の恵みについての記載も追加されていること等から、計画を進めるに当たって留意されるべき点を中心に意見を述べる。
- 前回の知事意見をベースに、琵琶湖総合開発を含む淀川フルプランの歴史と経緯を踏まえ、意見の前提となる考え方についても前文に明記する。

<作成方針>

- ① 従来から淀川フルプラン全部変更時に述べてきた県の考え方・意見については、次期淀川フルプラン(案)に十分な記載があると認められるものを除き、継続して述べる。
- ② 今回新たに示された、リスク管理型の水の安定供給にかかる観点から、必要な意見を述べる。
- ③ 淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見(令和3年7月16日)および庁内関係所属と市町からの意見を参考にする。

【前回(淀川フルプラン全部変更時の)知事意見】

(平成21年1月22日)

- 前文
 - ・琵琶湖開発事業等を通じて下流の水需要に応じてきたこと
 - ・水資源開発から管理・運用の時代へ
 - ・淀川水系における水供給の大宗を占める琵琶湖の重要性
 - ・琵琶湖の水位低下と生態系や県民生活への影響
- I 琵琶湖を守ること
 - 1 琵琶湖へ新たな負荷を与えないこと
 - 2 需要と供給の両面からの総合的な施策の推進
 - 4 琵琶湖水位の低下抑制
 - 8 琵琶湖の総合的な保全
- II 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること
 - 5 滋賀県の琵琶湖取水の将来にわたっての確保
- III その他
 - 3 渇水に対する安全の確保
 - 6 丹生ダム建設事業見直しに関すること
 - 7 水源地への配慮と措置
 - 9 琵琶湖淀川流域圏の新たな仕組みづくり
 - 10 水文化の保全と継承、水資源についての普及啓発等

(I～IIIは、前回知事意見を内容ごとに再分類したもの。)

(1～10は、前回知事意見の番号。)

【淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見】

(令和3年7月16日)

【庁内関係所属および市町からの意見】

【次期淀川フルプラン(案)】

(令和3年12月23日版)

- 前文
 - ・淀川水系の特徴
 - ・顕在化している水需給を巡るリスクについて
 - ・PDCAサイクルの導入 等
- 1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
 - (1) 水の用途別の需要の見通し
 - (2) 供給の目標
- 2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

「供給量もしくは供給区域を変更する事業」と「供給量及び供給区域の変更を伴わない事業」に分けて記載。
- 3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項
 - (1) 関連する他計画等との関係
 - (2) ハード対策とソフト対策の一体的な推進
 - ・需要面と供給面からの対策の推進
 - ・渇水対策の推進
 - ・水文化や水資源の大切さについての普及啓発 等
 - (3) 気候変動リスクへの対応
 - (4) 地域の実情に応じた配慮事項
 - (5) 琵琶湖の恵みの継承
 - ・琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針との整合
 - ・水位低下による湖沼環境等への影響
 - ・滋賀県の琵琶湖からの取水 等
 - (6) 先端技術の活用による社会課題への対応
 - (7) リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルの徹底

【知事意見(素案)】

- 前文(①) = 前提となる考え方
 - ・淀川水系において琵琶湖は主要な水源であること
 - ・琵琶湖開発等を通じて下流の水需要に応じてきたこと
 - ・水の安定供給を目指す中、琵琶湖の重要性は高まること
 - ・琵琶湖の水位低下は琵琶湖の環境等に影響を与えること
 - ・気候変動、生物多様性、危機時における対応等を視野に入れた着実な計画推進
- I 琵琶湖を守ること
 - 1 琵琶湖への新たな負荷に関すること(①、②)
 - ~~2~~ 需要と供給の両面からの総合的な施策の推進(①)
 - 4→2 琵琶湖の水位低下の抑制に関すること(①、③)
 - ~~8~~→3 琵琶湖の保全および再生に関すること(①、③)
- II 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること
 - 5 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること(①)
- III その他
 - ~~3~~ 渇水に対する安全の確保(①)
 - 6 丹生ダム建設事業の中止等に伴う水源地域等への配慮・措置に関すること(①、③)
 - ~~7~~ 水源地への配慮と措置(6へ統合)(①、③)
 - ~~9~~→7 琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること(①、③)
 - ~~10~~ 水文化の保全と継承、水資源についての普及啓発等(①)
- IV リスク管理型のフルプランに関すること(②)
 - ~~11~~→4 琵琶湖開発施設の適切な維持管理に関すること

・()内の①～③は、上記<作成方針>の番号。

・(I～IVは、知事意見(素案)を内容ごとに再分類したもの。)

・(1～11は、前回知事意見の番号をもとに新たに付したのもの。)

<溶け込み版>

「淀川水系における水資源開発基本計画」(淀川フルプラン)の(全部)変更
についての知事意見(素案)

琵琶湖淀川水系では、琵琶湖は常に主要な水源であり、従前より、水資源開発基本計画に基づき琵琶湖開発事業等が行われ、京阪神地域の増大する水需要に応えてきた歴史がある。当該水系においても、開発水量の確保が概ね達成される見通しとなり、需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給への転換が図られる中、主要な水源である琵琶湖の果たす役割について、一層の重要性を認識する必要がある。

また、琵琶湖は、利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫であり、人々に潤いや安らぎを与える心の支えとして幾多の恵みを与え続けている。こうした価値を有する琵琶湖の水位低下は、単に京阪神地域の人々の社会生活への影響にとどまらず、琵琶湖の環境にも影響を与えるおそれがある。

このことから、琵琶湖を主要な水源として擁する「淀川水系における水資源開発基本計画」の推進にあたっては、これまでの水資源開発等の歴史を踏まえるとともに、気候変動のリスク増大、生物多様性の重要性、危機時における対応など、幅広い課題を視野に入れ、着実に進められるとともに、以下の事項について特段の配慮を求める。

1 琵琶湖への新たな負荷に関すること

需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給を目指す計画へ転換が図られる中、琵琶湖へ新たな負荷を与えることのないよう、水の適正な利用の推進や既存施設の有効利用等により適切に対応すること。

2 琵琶湖の水位低下の抑制に関すること

琵琶湖の水位低下は琵琶湖およびその周辺の自然環境や県民生活に大きな影響を与えるおそれがあることから、淀川水系ダム群との統合管理や下流維持流量の適切な管理により、できる限り琵琶湖の水位低下の抑制を図ること。

3 琵琶湖の保全および再生に関すること

平成27年に施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の趣旨を十分に踏まえ、国民的資産である琵琶湖の集水域を含めた保全および再生について、関係機関と連携して取り組むこと。

とりわけ、琵琶湖北湖の全層循環の未完了等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、効果的かつ効率的なモニタリングの実施や、水陸移行帯が有する生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保について、本県と連携して取り組むこと。

4 琵琶湖開発施設の適切な維持管理に関すること

琵琶湖開発事業により生じた琵琶湖開発施設については、水の安定供給に併せて、周辺地域の治水や生活環境等の保全のため重要な施設であり、独立行政法人水資源機構において、将来にわたって適切な維持管理を行うこと。

5 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること

本県は琵琶湖を有する水源県であり、人々の暮らしは古くから琵琶湖と共にあった。また、たびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、県民は、琵琶湖から取水した水はいずれ琵琶湖へ戻るということを自覚し、一体となって水質保全や水源かん養等の取組を積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。

将来にわたり、本県の、この琵琶湖取水が確保できるよう配慮すること。

6 丹生ダム建設事業の中止等に伴う水源地域等への配慮・措置に関すること

ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じること。とりわけ、丹生ダム建設事業の中止に関しては、その経緯を踏まえ、社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行などの課題や地域の要望に対応し、姉川・高時川の河川改修や高時川の瀬切れ対策に対して調整・支援を行うとともに、水源地域等の活性化に向けた地域整備について、平成28年9月に締結された「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」に基づき、関係機関と連携の上、長浜市北部地域の振興を見据え、責任を持って推進を図ること。丹生ダムは事業中止が決定した後、地域振興等について関係機関と連携して対応しているところであるが、この経験を踏まえ、事業期間が極めて長い事業などについて、事業中止に伴う関係者の対応に関する新たなルールについて検討すること。

7 琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること

琵琶湖淀川流域圏を自然と人とが共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題について、流域圏の様々な関係機関と連携して取り組むこと。

<新旧対照表>

「淀川水系における水資源開発基本計画」(淀川フルプラン)の(全部)変更についての
前回知事意見(H20)と知事意見(素案)

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>琵琶湖淀川水系における水資源開発については、高度成長期において、京阪神地域における水需要の急増から、絶対的に不足していた供給力を高めるため、水資源開発基本計画に基づき琵琶湖開発事業などが行われてきた。しかし、近年の社会経済情勢の変化から、水需要が横ばいまたは減少となり、今回の全部変更案では、新たな施設の追加はなく、現行計画に記載された施設計画の廃止や減少などにより、その供給目標量は現行計画を下回ることとなった。しかしながら、震災時・事故時等緊急時の水供給機能の低下への対応やさらなる節水型社会への改善方策などの積み残された課題に加え、気候変化や高齢社会の到来への対応などの新たな課題も指摘されている。こうしたことから、今後は、水資源開発から、既存の施設の維持管理やその運用による水資源管理の重要性が増してくることが明らかである。このため、琵琶湖淀川水系における水供給の大宗を占める琵琶湖の重要性を改めて認識する必要がある。</p> <p>琵琶湖は、約400万年といわれる長い歴史を有する古代湖であり、50種を超える固有種をはじめ、かけがえのない貴重な生態系の宝庫である。また周囲には、多くの住民が生活し活発な産業活動が行われているなど、本県140万県民の生活と社会経済活動に密接に関わっている。</p> <p>そうした中で琵琶湖開発事業による水供給が開始された平成4年以降、取水制限の行われる琵琶湖基準水位マイナス90センチメートル以下に琵琶湖水位が低下した渇水だけでも4度あり、京阪神地域の取水制限による影響はもとより、琵琶湖の生態系と県民生活等に大きな影響を与えた。</p> <p>こうしたことを踏まえ、琵琶湖を抱える滋賀県の立場から、以下の意見を申し述べる。</p>	<p>琵琶湖淀川水系では、琵琶湖は常に主要な水源であり、従前より、水資源開発基本計画に基づき琵琶湖開発事業等が行われ、京阪神地域の増大する水需要に応じてきた歴史がある。当該水系においても、開発水量の確保が概ね達成される見通しとなり、需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給への転換が図られる中、主要な水源である琵琶湖の果たす役割について、一層の重要性を認識する必要がある。</p> <p>また、琵琶湖は、利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫であり、人々に潤いや安らぎを与える心の支えとして幾多の恵みを与え続けている。こうした価値を有する琵琶湖の水位低下は、単に京阪神地域の人々の社会生活への影響にとどまらず、琵琶湖の環境にも影響を与えるおそれがある。</p> <p>このことから、琵琶湖を主要な水源として擁する「淀川水系における水資源開発基本計画」の推進にあたっては、これまでの水資源開発等の歴史を踏まえるとともに、気候変動のリスク増大、生物多様性の重要性、危機時における対応など、幅広い課題を視野に入れ、着実に進められるとともに、以下の事項について特段の配慮を求める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【説明：知事意見の前提となる考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>琵琶湖は、琵琶湖淀川水系において常に主要な水源であり、下流の水需要に応じてきた。リスク管理型の水の安定供給を目指す中において、その重要性は一層高まる。</u> ✓ <u>琵琶湖は、水源としてだけでなく、様々な価値があり、水位低下は琵琶湖環境に影響を与える。</u> </div>

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>1 琵琶湖淀川水系における水資源開発について、今後、維持管理や運用に重点がおかれていくこととなる中で、地球温暖化に伴う気候変化等を踏まえ、適時、適切に水需給計画の評価、見直しを行い、琵琶湖へ新たな負荷を与えないよう、水需要抑制の対策や既存施設の有効利用などにより適切に対応されたい。</p>	<p>1 琵琶湖への新たな負荷に関すること</p> <p>需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給を目指す計画へ転換が図られる中、琵琶湖へ新たな負荷を与えることのないよう、水の適正な利用の推進や既存施設の有効利用等により適切に対応すること。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作成方針①および②に基づき、<u>リスク管理型の水の安定供給を目指す次期淀川フルプランにおいても、琵琶湖へ新たな負荷を与えないよう意見を述べる。</u> ● 前回知事意見（H20）の以下に関する記載については、<u>次期淀川フルプラン（案）に十分な記載があると認められるため削除する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>地球温暖化に伴う気候変化等</u>」（参考資料 19 頁 11 行～16 行） ・「<u>適時、適切に水需給計画の評価見直し</u>」（参考資料 20 頁 29 行～21 頁 3 行） <p>（ ）内は、次期淀川フルプラン（案）の記載箇所</p> ● 前回知事意見（H20）の「<u>水需要抑制</u>」の記載については、<u>水道事業者等に配慮し、「水の適正な利用の推進」に修正する。</u> </div>

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>2 琵琶湖およびその周辺の自然環境等の重要性に鑑み、需要と供給の両面から、水需要抑制や節水のための普及啓発等、総合的かつ効率的な施策を引き続き強力に推進されたい。</p>	<p>2 今回は意見を述べない。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当県の前回知事意見（H20）等を反映して、<u>次期淀川フルプラン（案）に、節水等の「需要面と供給面」からの対策について、十分な記載があると認められるため（参考資料 16 頁 15 行～17 頁 4 行）、今回は意見を述べない。</u> </div>

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>3 近年の少雨化傾向や将来の気候変化に伴って想定される少雨の頻発化および高齢化の進行や単独世帯の増加による渇水に対する脆弱化に十分留意され、異常渇水を含む渇水に対する適切な安全の確保に努められたい。</p>	<p>3 今回は意見を述べない。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当県の前回知事意見（H20）等を反映して、<u>次期淀川フルプラン（案）に「異常な渇水」に対する対策について、十分な記載があると認められるため（参考資料13頁16行～24行、17頁23行～18頁24行）、今回は意見を述べない。</u> </div>

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>4 琵琶湖およびその周辺の自然環境保全と水系全体の渇水時の水資源の有効利用のため、ダム群と琵琶湖を常に一体のものとして統合的に管理することで、できるだけ琵琶湖水位の低下抑制を図りたい。</p> <div data-bbox="152 571 1093 1109" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考：滋賀県から近畿地整への要望（R3）】</p> <p>琵琶湖水位の低下が進むと、取水制限などにより県民生活に大きな影響を与えるほか、翌年の春先に水位が回復しない場合は、琵琶湖の生態系への影響も考えられるところです。</p> <p>つきましては、琵琶湖水位の低下を最小限にとどめるため、下記の事項について対応されるよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系ダム群との統合管理によりダム群からの先行補給を行うなどダムの水の有効利用を図り、琵琶湖の水位低下の抑制を図りたい。 ・淀川大堰などの適切な操作により下流維持流量の適切な管理を行われたい。 </div>	<p>4⇒2 琵琶湖の水位低下の抑制に関すること</p> <p>琵琶湖の水位低下は琵琶湖およびその周辺の自然環境や県民生活に大きな影響を与えるおそれがあることから、淀川水系ダム群との統合管理や下流維持流量の適切な管理により、できる限り琵琶湖の水位低下の抑制を図ること。</p> <div data-bbox="1115 571 2067 826" style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作成方針①および③に基づき、前回知事意見（H20）、淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見（R3）および庁内関係所属からの意見をもとに、琵琶湖の水位低下の抑制について意見を述べる。 </div>

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>5 本県は琵琶湖を有する水源県であり、古くからたびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、水質保全や水源かん養等の取り組みを積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。将来に亘りこの琵琶湖取水が確保できるよう配慮されたい。</p>	<p>5 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること</p> <p>本県は琵琶湖を有する水源県であり、人々の暮らしは古くから琵琶湖と共にあった。また、たびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、県民は、琵琶湖から取水した水はいずれ琵琶湖へ戻るということを自覚し、一体となって水質保全や水源かん養等の取組を積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。</p> <p>将来にわたり、本県の、この琵琶湖取水が確保できるよう配慮すること。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>作成方針①に基づき、滋賀県の琵琶湖からの取水について、従前からの県の考え方について述べる。</u> <p>＜滋賀県の琵琶湖からの取水の考え方＞</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>以下の理由により、滋賀県は、従前より、（水資源開発の費用を負担することなく）琵琶湖から取水できるとしてきた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水源県であること</u> ・ <u>現に目の前にある琵琶湖の水を使うのは当然の権利であること</u> ・ <u>琵琶湖から取水した水は琵琶湖へ戻ること</u> ● 滋賀県の琵琶湖からの取水については、<u>次期淀川フルプラン（案）に、「従前のとおり」とすることが記載されており、このことが次期淀川フルプランの計画期間内だけでなく、将来的にも確保されるように意見する。</u> </div>

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>6 丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査を早期に実施されたい。</p>	<p>6 丹生ダム建設事業の中止等に伴う水源地域等への配慮・措置に関すること</p> <p>ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じること。とりわけ、丹生ダム建設事業の中止に関しては、その経緯を踏まえ、社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行などの課題や地域の要望に対応し、姉川・高時川の河川改修や高時川の瀬切れ対策に対して調整・支援を行うとともに、水源地域等の活性化に向けた地域整備について、平成28年9月に締結された「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」に基づき、関係機関と連携の上、長浜市北部地域の振興を見据え、責任を持って推進を図ること。丹生ダムは事業中止が決定した後、地域振興等について関係機関と連携して対応しているところであるが、この経験を踏まえ、事業期間が極めて長い事業などについて、事業中止に伴う関係者の対応に関する新たなルールについて検討すること。</p>
<p>7 利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じられたい。</p>	<p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作成方針①および③に基づき、前回知事意見（H20）、淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見（R3）および市町・庁内関係所属からの意見をもとに、丹生ダムおよび水源池対策に関する意見を述べる。 ● 前回知事意見7にある、水源地域への配慮事項として地域整備も含まれるため、前項6と統一して記載する。

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>8 琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約 400 万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、50 種以上の固有種を含む 1,000 種類を超える動植物が生息する自然湖である。</p> <p>このため、琵琶湖が淀川水系の水資源の大宗を占めていることを踏まえ、琵琶湖の総合的な保全について、本県と連携し積極的に取り組まれない。とりわけ、水陸移行帯がもつ生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、水田等、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保を図られたい。</p> <p>＜参考：淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見（R3）からの抜粋＞</p> <p>8 琵琶湖の保全および再生に関すること</p> <p>琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約 400 万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、60 種以上の固有種を含む 1,000 種類を超える動植物が生息・生育する自然湖である。加えて、琵琶湖が下流宇治川・淀川の洪水被害の軽減に寄与し、淀川水系の水資源の大宗を占めている。平成 27 年には、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生するため、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が施行されており、同法の主旨を十分に踏まえ、水質改善や生態系の保全・再生、侵略的外来水生植物の防除対策等、琵琶湖の保全および再生について、関係機関と連携して取り組むこと。とりわけ、水陸移行帯が有する生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保について、本県と連携して取り組むこと。</p>	<p>8⇒3 琵琶湖の保全および再生に関すること</p> <p>平成27年に施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の趣旨を十分に踏まえ、国民的資産である琵琶湖の集水域を含めた保全および再生について、関係機関と連携して取り組むこと。</p> <p>とりわけ、琵琶湖北湖の全層循環の未完了等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、効果的かつ効率的なモニタリングの実施や、水陸移行帯が有する生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保について、本県と連携して取り組むこと。</p> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作成方針①および③に基づき、<u>前回知事意見（H20）、淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見（R3）および市町からの意見をもとに、琵琶湖の保全および再生について意見を述べる。</u> ● 前回知事意見（H20）の<u>前段部分の内容（人工のダム湖～自然湖である。）</u>については、<u>知事意見（素案）の前文に要約して記載したため、本項では述べない。</u> ● <u>気候変動に関連して琵琶湖に関する最近の大きな課題（全層循環未完了※）</u>について新たに記載する。 （※「気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進」について、国への要望も実施。）

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p data-bbox="152 248 1093 469">9 琵琶湖淀川流域圏を自然と人とが共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題を包括的、一体的に解決する統合的流域管理など、新たな仕組みづくりについて積極的に取り組まれない。</p> <div data-bbox="152 587 1093 932" style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p data-bbox="170 603 1075 676"><参考：淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見（R3）からの抜粋></p> <p data-bbox="197 695 1021 727">琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること</p> <p data-bbox="197 740 1084 912">琵琶湖淀川流域圏を自然と人とが共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題について、流域圏の様々な関係機関と連携して取り組むこと。</p> </div>	<p data-bbox="1115 248 2069 325">9⇒7 琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること</p> <p data-bbox="1142 338 2069 513">琵琶湖淀川流域圏を自然と人とが共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題について、流域圏の様々な関係機関と連携して取り組むこと。</p> <div data-bbox="1115 587 2069 1034" style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1146 603 1240 635">【説明】</p> <ul data-bbox="1137 651 2051 1008" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1137 651 2051 817">● 作成方針①および③に基づき、前回知事意見（H20）および淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見（R3）をもとに、<u>琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関することについて意見する。</u> <li data-bbox="1137 880 2051 1008">● 前回知事意見（H20）の「<u>統合的流域管理など、新たな仕組みづくり</u>」の記載については、<u>新たな仕組みである関西広域連合が立ち上がり（H22設立）、その中で取り組まれているため削除する。</u> </div>

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>10 琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承に配慮するとともに、水資源の重要性や希少性、平常時から培っておくべき危機意識、またあるべき水環境の姿と水資源の保全の必要性などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図られたい。</p>	<p>10 今回は意見を述べない。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当県の前回知事意見（H20）等を反映して、<u>次期淀川フルプラン（案）に、水文化や水資源の大切さや教育・普及啓発について、十分な記載があると認められるため（19頁4行～7行）、今回は意見を述べない。</u> </div>

前回知事意見（H20）	知事意見（素案）
<p>—</p>	<p>11⇒4 琵琶湖開発施設の適切な維持管理に関すること</p> <p>琵琶湖開発事業により生じた琵琶湖開発施設については、水の安定供給に併せて、周辺地域の治水や生活環境等の保全のため重要な施設であり、独立行政法人水資源機構において、将来にわたって適切な維持管理を行うこと。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成方針③に基づき、<u>リスク管理型のフルプランとなったことを受けての今回の知事意見（素案）からの新たな意見。</u> ・琵琶湖開発事業により生じた湖岸堤、水門・樋門等の施設の<u>維持管理や施設内（≡琵琶湖）での水質調査等を、次期淀川フルプラン期間内だけでなく、将来にわたっても適切に実施していくよう意見を述べる。</u> </div>